## 制度信用取引における権利処理方法の見直しについて

平成17年10月26日 株式会社 名古屋証券取引所

## I 趣旨

現行、株式分割に係る実務においては、株式分割に係る基準日から新株券の交付までに50日程度を要していることから、この間、投資者は新株券を売却することができないこととなっている。このため制度信用取引においては、信用売顧客及び信用買顧客の権利関係は、その権利部分を金銭に換算した額を権利処理の価額とし、これに基づく金銭を顧客と証券会社の間において授受することで処理している。

一方、株式会社証券保管振替機構では、株式分割実施時において、当該株式分割に係る基準日の翌日から新株券を旧株券と同様に決済物件として利用できる対応を来年1月から実施することとしており、これに伴い、当取引所では、上場会社が来年1月4日以後の日を基準日とする株式分割を行う場合には、当該株式分割に係る基準日の翌日を効力発生日とするよう義務付けることとするほか、株式分割により発行される新株券の発行日取引を廃止することとしている。

これにより、制度信用取引における顧客との権利関係は、必ずしも金銭により調整する必要はなくなることから、株式分割により売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる場合の制度信用取引における信用売顧客及び信用買顧客の権利関係については、現行の権利処理方法に代えて、売付数量又は買付数量及び売付価格又は買付価格を株式分割の比率(以下「分割比率」という。)に応じて調整する方法を新たに導入することとする。

## Ⅱ 概要

項目	内 容	備考
1. 株式分割により売買単位	株式分割により売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる場合の制度	【1:3の株式分割が行われた場合の買付数量
の整数倍の新株式が割り	信用取引における信用売顧客及び信用買顧客の権利関係は、売付数量又	1000株、買付価格999円の権利処理事例】
当てられる場合の権利処理	は買付数量及び売付価格又は買付価格を分割比率に応じて調整すること	買付数量=1000株×3=3000株
方法の新設	により処理するものとする。	買付価格=999円÷3=333円
	具体的には、売付数量又は買付数量については分割比率を乗じた株数	
	を権利処理後の売付数量又は買付数量とし、売付価格又は買付価格につ	【1:3の株式分割が行われた場合の買付価格980

項目	内容	備  考
	いては分割比率で除した金額を権利処理後の売付価格又は買付価格とす	円、買付数量1000株の権利処理事例】
	る。	新株式の買付価格=980円÷3
	なお、売付価格又は買付価格を分割比率で除した額に円位未満の端数	=326.66⋯円 ⇒ 326円
	が生じた場合の取扱いは次のとおりとする。	旧株式の買付価格=980円-(326円×2)
	・新株式に係る権利処理後の売付価格又は買付価格は、当該円位未満	=328円
	を切捨てた額とする。	買付数量=1000株×3=3000株
	・旧株式に係る権利処理後の売付価格又は買付価格は、権利処理前の	
	売付価格又は買付価格から新株式の売付価格又は買付価格に新株式	・ 例えば、1:2.5といった小数点を含む分割比率
	の割当率を乗じた額を差し引いた額とする。	の場合は分割比率に応じて調整する権利処理
	ただし、売付数量又は買付数量を分割比率に応じて調整したことにより単	は行わないこととする。
	元未満株式が生じることとなる場合は、権利処理後の売付数量又は買付数	
	量の全てについて反対売買による信用取引の弁済を行うことができないこと	
	から、従前どおり入札等に基づく権利処理を行うこととする。	
2. 新株券に係る有価証券及	分割比率に応じて調整する権利処理が行われた場合は、株式分割の効	· 受託契約準則第39条関係
び金銭の貸付けの取扱い	力発生日に、売付けについては当該有価証券の貸付けを、買付けについ	
	ては当該新株式の約定価額の全額に相当する金銭の貸付けを、それぞれ	
	行ったものとして取り扱うこととする。	
3. 品貸料を授受する期間	品貸料の授受は、貸付けの日(信用取引の売付け又買付けの決済日)か	・ その他の諸経費については、各取引参加者の
	ら弁済の日(反対売買又は弁済の申し出に係る決済日)の前日までとなって	定める方法となる。
	いることから、上記2. の取扱いに従い、株式分割の効力発生日以降、品貸	
	料が発生した場合には、その授受が生じるものとして取り扱うこととする。	
4. 新株式の弁済期限	分割比率に応じて調整する権利処理が行われた場合の新株式は、旧株	・受託契約準則第41条関係
	式の売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応答日(応答日がないと	
	きはその月の末日とし、応答日が取引所の休業日に当たるときは順次繰り	
	上げる。)から起算して4日目の日を超えて繰り延べることができないものと	
	する。	

項目	内 容	備考
5. 新株式の売付価格又は買	権利処理前の売付価格又は買付価格を分割比率で除した額が1円未満	【1:100の株式分割が行われた場合の買付(売
付価格が1円未満となる場	となる場合については、これが1株当たり1円となるよう、その差額を信用買	付)価格90円、買付(売付)数量1株の権利処理
合の金銭処理	顧客に支払い、信用売顧客から徴収することとする。	事例】
		新株式の買付(売付)価格
		=90円÷100=0.9円 ⇒ 1 円
		旧株式の買付(売付)価格
		$=90 \text{円} - (1 \text{円} \times 99) = \blacktriangle 9 \text{円} \rightarrow 1 \text{円}$
		買付(売付)数量=1株×100=100株
		(買顧客の場合)
		融資総額=1円×100株=100円
		10円の追加融資→買顧客は10円受領
		(売顧客の場合)
		売却代金総額=1円×100株=100円
		10円の本担保増加→売顧客は10円支払

## Ⅲ 実施日

平成18年5月を目途に実施する。

以 上